

貨物軽自動車運送事業開始までの流れ

1. 貨物軽自動車安全管理者講習の受講

貨物軽自動車運送事業を始めるうえで、令和 7 年 4 月 1 日以降事業を開始する場合、貨物軽自動車安全管理者の選任が必要となりました。

(※令和 7 年 4 月 1 日より前に事業を始められている方は令和 9 年 4 月 1 日までに選任が必要)

安全管理者を選任するには「独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）」で実施している貨物軽自動車安全管理者講習の受講が必要です。e ラーニング（Web）での受講となっており 5～6 時間程度の講習内容となっております。下記からお申し込みください。

【e ラーニング（e ナスバ）【安全管理者講習（貨物軽）】について】
https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning_anzen.html



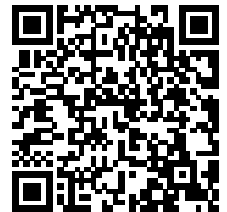
講習に関するお問い合わせ先（ナスバ）：03-5608-7641

2. 貨物軽自動車運送事業経営届出書及び運賃料金設定届出書の提出

安全管理者講習受講後、経営届出書と運賃料金設定届出書（運賃料金表及びその適用方を含む）を富山運輸支局輸送監査部門（富山運輸支局 2 階）へ提出してください。経営届出書及び運賃料金設定届出書は下記からダウンロード可能です。（控えが必要な場合それぞれ 2 部ご用意ください）

※経営届出書に問題なければ即日受理し、軽自動車検査協会へ提出が必要な「事業用自動車等連絡書」（黒ナンバー取得に必要な書類）を交付します。

【富山運輸支局 HP 貨物軽自動車運送事業】
<https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/toyama/pd/truck.html>



【富山運輸支局 HP 運賃料金表（適用方含む運賃料金表の例）】
https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/toyama/pd/pdf/kei_unchin_besshi.xlsx



お問い合わせ（富山運輸支局輸送監査部門）：076-423-0893

3. 貨物軽自動車安全管理者選任届出書の提出

経営届出書が輸送監査部門で受理されたら、富山運輸支局検査整備保安部門（富山運輸支局 1 階 3 番窓口）へ安全管理者選任届出書を提出してください。選任届出書の提出にあたっては、安全管理者講習受講後に交付のある「講習修了証明書」を印刷し添付してください。

※届出書様式は下記からダウンロード可能です

【富山運輸支局 HP 貨物軽自動車安全管理者選任届出書】

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/content/000336040.pdf>



お問い合わせ（富山運輸支局検査整備保安部門）：076-423-0892

4. 軽自動車検査協会での黒ナンバー取得手続き

最後に軽自動車検査協会へ、「事業用自動車等連絡書」、その他必要書類を持参し黒ナンバーの取得手続きを行ってください。

お問い合わせ（軽自動車検査協会）：050-3816-1852